

選定審査方法（案）

1. 採点による評価を行う選考

- ①書類審査及び面接審査の総合評価により採点を行い、点数に基づいて候補者を選定します。
- ②点数は、『100点満点/人×委員長を除く出席委員数＝満点』（例 出席委員4人の場合は400点）とします。
- ③選定委員全員の総合計点数を合算し、最終得点が最上位の応募団体を指定管理者候補者として選定します。ただし、評価の合計点数が満点の60%未満の場合には、選定団体として「適格者なし」とします。
(一団体のみの応募の場合も適格者なしとします。)
- ④採点等において同数になった場合は、再度審議の上、委員の多数決で決定します。
審議の内容としては以下に示す例を参考として、決定方法を審議することとします。
 - a 順位点により各委員の採点において、最上位の団体を2点、次点の団体を1点、その他の団体を0点として、その合計点が最上位の応募団体を候補者として選定。
 - b 審査表中の委員会において特に重視する審査項目(複数可)を審議により決定し、その審査項目の得点で最上位の応募団体を候補者として選定。

2. 採点作業について

採点者は、当該施設の利用者の視点及び専門的な観点から審査表に従って、配点の範囲内で採点を行います。

【参考】

採点基準	配点5点	配点10点	配点15点
A 特に優れている(高度な能力を有している)	5点	10点	15点
B 優れている(十分な能力を有している)	4点	8点	12点
C 普通(一応の能力を有している)	3点	6点	9点
D 多少不十分(多少能力が乏しい)	2点	4点	6点
E 不十分(能力が乏しい)	1点	2点	3点
F 劣っている(能力がない)	0点	0点	0点